

平成28年度 国立大学法人横浜国立大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバル化やイノベーションの創出といった社会的要請を踏まえ、主体的に学修し、総合的な学問的認識に基づく広い専門性を備えた実践的人材を育成するため、課題解決型手法による理論と実践を往還する学修を促す授業を各教育プログラムに配置する。

- ・①-1-1 学生の主体的な学修を促進し、広い専門性を備えた実践的人材を育成するため、平成28年度に設置する高大接続・全学教育推進センターにおいて平成29年度以降の全学教育システム改革方針を取りまとめる。

①-2 国際レベルでのコミュニケーションや交渉の能力を強化するため、英語による授業の拡充、留学や海外インターンシップに対する単位化を行うほか、一年次末に行っている英語基礎能力判定や、留学等を希望する学生を対象とした高度な外国語授業を高年次にも展開する。

- ・①-2-1 国際レベルでのコミュニケーションや交渉の能力を強化するため、平成29年度以降の全学教育システム改革と連動して、TOEFL レベル別英語教育システムの制度設計を取りまとめる。
- ・①-2-2 海外研修プログラム数を増やし、さらに充実させる。

①-3 海外の優秀な学生を集めて、グローバル社会で活躍する実践的人材の輩出を目指し、国際レベルの実践的で高度な学部教育を行う横浜グローバル教育プログラム (Yokohama Global Education Program : YGEP (仮称)) を設置する。同プログラムは、留学生を対象としたもので、英語による授業のみで卒業することができるプログラムと、入学後に日本語及び日本文化などを重点的に学んだ後に専門科目を日本語で学ぶプログラムにより構成される。これらのプログラムでは、一部の科目において、日本人も履修できるようにすることで、留学生と日本人の協働学修の機会を創出するなどにより、グローバル人材育成に寄与させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-3-1 平成29年度の運用開始に向け、YGEP (仮称) の各コースにおける人材育成像、教育プログラムや入試実施方法等を確定し、入学者選抜を実施する。
- ・①-3-2 留学生の入試・教務サービスを一元化するため、International Admission Office 機能を担う組織体制を構築する。

①-4 学部におけるグローバル教育を強化するため、日本人学生を対象に、A) 全学部横断的に配置するグローバル教育科目群と、B) グローバル教育のための副専攻プログラム群とによる、分野横断型グローバル教育体制を構築する。A) については、各国地域の歴史、文化、社会、技術、政策などを学ぶ機会を多く用意し、B) については、既設の YCCS (YOKOHAMA Creative-City Studies) で開講されている英語による教養教育科目や国際交流科目を活用したグローバル PLUS ONE 副専攻プログラム

に加えて、新興国等でのフィールド活動を中心とした副専攻プログラム群を新設する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-4-1 グローバル教育コア事業の創設準備として、グローバル教育科目の開設調整及びグローバル教育のための副専攻プログラムの制度設計に着手する。

②-1

○博士課程前期

行政や産業界等の社会的なニーズを踏まえ、グローバル化やイノベーションの創出に主導的に関わることのできる人材を育成するため、英語による専門教育を充実し、インターンシップ、スタジオ教育、国際ワークショップ等を推進することにより、専門性と総合性、実践性とを結合した、能動的学修プログラムを展開する。

○博士課程後期

グローバル化、イノベーション、グローバルとローカルとの接点に生起する課題の解決を先導する人材を育成するため、日本人学生のみならず、留学生も含め、長期の国内・海外インターンシップ等を通して、発想力・実践力に裏付けられた課題解決力を高めるとともに、海外拠点大学を中心に、教育・研究における海外大学との連携を推進し、国際学会での発表経験を増やすことにより、国際水準の研究成果を生み出せる人材を育成する。

○専門職学位課程（法科大学院）

グローバルとローカルの接点にある横浜という地域的特性と、経済・経営・法律の社会科学3分野の緊密な連携のもと、経済学部・経営学部での手厚い法学教育を始め、全学的な協働体制を取る本学の特性を活用した法学教育を実施することで法学未修者教育の基盤を強化し、学際的な法曹人材を養成する。

- ・②-1-1 工学府においては、英語により講義を行うことが教育上有益な講義科目について、英語化を継続する。また、世界と関わりながら社会で活躍する人材を育成する観点から、英語により講義を行うことが有益な講義と教育内容、教育方法について精査し、講義科目の英語化に関する達成目標を定める。
- ・②-1-2 法科大学院においては、責任指導教員制や修了生への学修支援を通じて司法試験の累積合格率を向上させ、共通到達度確認試験試行試験に参加することにより在學生に習熟度確認の機会を与え、神奈川県弁護士会法科大学院支援委員会と連携して、司法試験合格者の就職率100%を目指す。

②-2 イノベーションの多様化・高度化等、変化する社会のニーズに応えるため、大学院生対象の副専攻プログラムについて、現行のプログラムの見直しと新たなプログラムの創設により、分野横断型の副専攻プログラムとして体系化することや、先端科学高等研究院の研究成果や招聘する研究者等を大学院教育に活用することにより、イノベーションの創出に主導的に関わることのできる人材を育成する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・②-2-1 先端科学高等研究院に設置されたユニットごとにシンポジウム等を開催し、大学院生の参加を促すことにより教育研究に還元する。

②-3 高度専門職業人の育成において世界を先導する役割を果たすため、海外大学に在籍し、博士学位未取得のため学位取得を希望する教員を本学博士課程後期に受け入れる大学院プログラムを制度化し、その受入人数を50%増加させる。

- ・②-3-1 国際的に活躍できる高度専門職業人を育成するため、特に博士学位未取得

のため学位取得を希望する教員向けに新興国等大学教員等受入プログラムを実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

③-1 集中的な学修を可能にするために2学期6ターム制(仮称)を導入する。同時に、学生のグローバル化に対する意識を高め、2学期6ターム制(仮称)の利点を活かして短期の海外留学や外部機関を通じた海外インターンシップ等を経験できる環境を整備する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・③-1-1 集中的な学修や短期の海外留学経験等を可能とする2学期6ターム制(仮称)の平成29年度からの導入に向けて、祝休日授業開講等の教育環境を整備する。

③-2 カリキュラム・ポリシーを見直し、ルーブリックの導入を軸として、カリキュラム及び教育内容を可視化し、カリキュラム点検責任者を配置してそれらの適切性を評価するとともに、シラバス改善への反映を毎年行うなどPDCA(plan-do-check-action)サイクルの機能を強化する。

また、科目ナンバリングやポートフォリオなど、学生自身が自らの目標に沿って学修計画を立て、学修状況を振り返ることができる体制を整えることによって、学修意欲を増大させるとともに、自らの能力をさらに高めて行くことができるようにする。

上記の活動を教職員で共有するためにFD(Faculty Development)/SD(Staff Development)活動を強化し、教授会でのデモンストレーション等、教員個々に直接伝わる形で実施する。

- ・③-2-1 大学教育再生加速プログラム補助金事業により、ルーブリック導入によるシラバス改革、科目ナンバリングの導入を進める。

③-3 国際的に質の保証された教育を展開するため、理工系学部教育では、国際的相互認証の枠組みに加盟している一般社団法人日本技術者教育認定機構(Japan Accreditation Board for Engineering Education: JABEE)等の認定団体からの認証の取得を、現在の1分野から3分野へ拡大する。

- ・③-3-1 理工系学部教育におけるJABEE等の認証取得について検討を開始し、認証取得の分野を確定する。

③-4 地域社会において、生涯を通じた高度な知識の修得の場としての中核的役割を果たすため、国際社会科学府のビジネススクール、工学府・環境情報学府・都市イノベーション学府における実績のある社会人教育を継承しつつ、経営学部での新たな社会人教育プログラムの開発、及び教職大学院での現職教員向け教育プログラム開発を行う。

- ・③-4-1 経営学部においては、新たな社会人教育プログラムの実施に向けてカリキュラム開発を行うとともに、社会人教育プログラム向けのアンケートの開発を行い、カリキュラム等に関する要望調査を実施する。
- ・③-4-2 教育学研究科においては、平成29年度の高度教職実践専攻(仮称)(教職大学院)の開設に向けた入学者選抜試験を実施するとともに、既設の教育実践専攻(修士課程)について、在学生、当該年度の修了生等の意識調査や進路調査を行い、カリキュラム等の課題を洗い出すなど、今後の在り方について検討を行う。
- ・③-4-3 外部メディアによるアンケート調査において高い満足度を得ている国際社会科学府のビジネススクールにおいて、満足度をさらに向上させるため、受講者アンケートを実施し、次年度以降の授業改善プランを策定する。

- ・③-4-4 工学府においては、社会人学生、修了生、派遣元企業へのアンケート調査を実施し、社会人教育に対する期待、ニーズを抽出し、社会人学生数を高いレベルで推移させるための改善課題を明らかにし、平成 30 年度の組織改編と密接に連携させながら検討を進める。
- ・③-4-5 環境情報学府においては、平成 30 年度の組織改編を目指して、学府の理念を見直し、グローバル新時代にあふさわしい人材養成を行うためのカリキュラムを策定するとともに、策定したカリキュラムについて修了生や企業から意見聴取する。
- ・③-4-6 都市イノベーション学府においては、自治体・民間企業・NGO などからの社会人学生を引き続き確保するための条件について検討する。また、社会人学生にとどまらず、大学院レベルの研修実施、市民公開講座等の教育プログラムなどを通し、社会人教育を継承する。

④-1 平成 29 年度に教育人間科学部人間文化課程の学生募集を停止し、教員を養成する課程である学校教育課程のみの教育学部（仮称）に組織改編する。具体的には、教員養成を、学校内での授業研究を実践的な視点から組織できる教員の養成と、小学校と中・高等学校との指導内容の接続を大局的に捉え教科研究を深めることのできる教員の養成の二本柱で捉える。同年に設置する教職大学院では優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーを養成するための教育プログラムを、また、従来の教育学研究科（教育実践専攻）では、小・中・高の繋がりと専門的知見を活かして教科研究を先導できる研究者や研究力のある中等学校教員を養成するための教育プログラムを実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-1-1 神奈川県内教員における当該年度の本学卒業生の占有率や、教育学研究科の修了生等の意識調査を行い、実態把握を行う。
- ・④-1-2 教職への意欲を高めるために、学部カリキュラムや教育実習等の在り方を検討する。

④-2 平成 29 年度に経済学部、経営学部において、それぞれ組織改編（学科統合）及びカリキュラム改革を行い新たな教育プログラムを実施する教育体制を整える。経済学部ではグローバル新時代に対応する専門能力と実践力を持つ人材の育成を強化するための教育プログラムを実施する。経営学部では経営全体を俯瞰しうるゼネラルマネジメント教育プログラムを実施する体制を整えるとともに、ビジネススクールの要素を持つ新たな社会人教育プログラムを創設する。また、国際社会科学府においては、専攻横断型教育プログラムの見直しを行うほか、既に行っている専攻に加えて博士課程の全専攻で英語による教育プログラムを実施し、経済学部・経営学部において育成する新たな人材の受け皿となる教育体制を整備する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-2-1 平成 29 年度からの新カリキュラムの開始及び経済学部と経営学部との共同教育プログラム（Global Business and Economics Educational Program : GBEEP）の開始に向けた準備を行う。
- ・④-2-2 経営学部においては、YNU business convexity（学生がモチベーションを入学当初から持ち続け自学自習の力を身に着ける）の実現に向けて独自のアンケートを構築してパイロットテストを実施する。
- ・④-2-3 国際社会科学府においては、国際経済法学専攻に英語プログラムを開設するための準備を行う。また、専攻横断型プログラムの充実のため、満足度等に関するアンケートを実施する。

④-3 法科大学院においては、教育理念に掲げられた本学の法曹養成の特徴を活かし、経済・経営・法律の社会科学3分野の緊密な連携のもと、経済学部・経営学部での手厚い法学教育を始め、全学的な協働体制を取る本学の特性を活用し、本学の学部学生（非法学部学生）に法分野をわかりやすく解説し、関心を持たせることで法曹への動機づけを行うことにより、法曹志願者を確保する。

また、展開・先端科目の充実や法曹養成としての必要な知識の習熟度確認の実施などにより、学際的な素養を有した法曹を養成するための質の高い教育体制を構築する。

- ・④-3-1 法科大学院においては、責任指導教員制や修了生への学修支援を通じて司法試験の累積合格率を向上させ、共通到達度確認試験試行試験に参加することにより在學生に習熟度確認の機会を与え、神奈川県弁護士会法科大学院支援委員会と連携して、司法試験合格者の就職率100%を目指す。

④-4 平成29年度に都市科学部（仮称）を設置し、都市づくりとグローバル社会、イノベーション創造を担う次世代の人材を育成するため、本学の強みであるリスク共生学（リスクを科学的に分析・マネジメントすることにより、新技術や必要な制度を社会に定着するための方策や手法を探求する科学）と文理融合の蓄積を活かした教育を行う。

同時に理工学部においては第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い理工系人材育成の社会的要請に応えるため、組織改編を行い新しい分野の教育が可能になる教育体制を整える。また、平成30年度に工学府及び環境情報学府の組織改編・カリキュラム改革を行い、大学院においても同様に付加価値の高い理工系人材育成を強化する教育体制を構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-4-1 関係部署・部局と協力し、規則整備、学生募集計画の検討等、平成29年度の都市科学部（仮称）設置に向けた準備を完了させる。
- ・④-4-2 平成29年度理工学部組織改編に関し、新教育分野・カリキュラムの策定、企業からの評価アンケート、受験生へのアピールを行う。また、平成32年度大学入試改革への対策に関し、入試科目、前期/後期比率、入試方法を検討する組織体制を整える。
- ・④-4-3 工学府の留学生、修了生、企業等にアンケートを実施し、大学院教育と大学院修了生に対する期待とニーズを抽出し、理学教育と工学教育の連携と統合の持つ強みと特色を打ち出して日本人だけでなく留学生からも多くの志願者が得られるよう、教育課程ならびに入試の改革刷新、英語ホームページのさらなる充実について検討し、平成30年度の新理工系学府への組織改編をめざした検討を進める。
- ・④-4-4 環境情報学府では、学府の理念を見直し平成30年度の組織改編案を策定する。

④-5 学部におけるグローバル教育の強化のため、①高年次教養教育科目群や新興国課題等の副専攻プログラム群による、既存学部在籍の日本人学生向けの分野横断型教育、②留学生向けのグローバルな専門型教育を行う横浜グローバル教育プログラム（YGEP(仮称)）、③都市科学部（仮称）を中心とした、グローバルな視座の育成と分野横断的な課題対応力の強化を重視した日本人学生向け教育により、YNU グローバル教育コア（YOKOHAMA National University-Global Education Core: YNU-GEC）として体制を具現化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-5-1 グローバル教育コア事業の創設準備及び YGEP (仮称) の受入準備を行う。

⑤-1 変容する社会において目的意識を持ち主体的に学修のできる人材を育成するため、高大接続の観点から、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを見直し、県立高校との連携において既に実施している総合的な学習の時間の発表会等の実績を基に、アクティブラーニング、キャリア教育を推進する中等・高等教育を貫く教育・学修のモデルを構築する。

- ・⑤-1-1 高大接続の観点からシステム改革に基づく3ポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）の改訂とともに、高大接続テキスト（全学リテラシー教材）の開発に着手する。
- ・⑤-1-2 神奈川県内高校との連携のもとで高大接続活動（「高校生インターンシップ」、「総合的な学習の時間」成果発表会、「出前・出張授業」等）を継続的に実施し、必要な改善を行うとともに、高大接続の観点から入学者選抜方法の見直しを進める。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

⑥-1 コンタクト教員制度や各種相談窓口等に加え、教学 IR (Institutional Research) を活用し、大学への適応に困難を抱える学生を早期に発見し、対処するなど学修・生活支援を強化する。

- ・⑥-1-1 副学長（教育担当）統括の下、学生支援課、なんでも相談室、保健管理センター3者間で緊密に連絡を定期的に取りつつ、学部・大学院とも連携を図るなど全学的な学生の生活支援を強化する。
- ・⑥-1-2 ポートフォリオやカリキュラムツリー等の多様な学修支援ツールの活用とともに、高大接続・全学教育推進センターにおける学生・教学 IR (Institutional Research) システム体制の構築を進める。

⑥-2 寄附金等を活用した大学独自の奨学金により、日本人学生、留学生を経済的に支援する。特に海外に派遣する学生に対する支援を拡大する。

- ・⑥-2-1 経済支援制度について、引き続き適切に運用するとともに、派遣学生・受入れ学生実績を踏まえて、海外派遣学生支援の必要な見直しを進める。

⑥-3 多様な社会的要請や学生ニーズに対応し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン、学生寮・福利厚生施設の改善といったハード面での整備に加え、ボランティア証明書の交付等により学生ボランティアを促すなど、教職員と学生が一体になり、全ての学生が就学しやすく、能力を発揮できる環境を整備する。

- ・⑥-3-1 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」施行により障がい学生への差別禁止と合理的配慮が求められていることから、障がい学生支援室において、学生からの申請に対応した支援を行い、障がいのある学生の受入体制を充実させる。また、講義棟へのエレベーター、多目的トイレの設置等施設のユニバーサル化及び就職支援について障がい学生支援室と連携し、整備を進める。

⑥-4 多様なニーズに応じた学修形態に対応できるよう、講義室の整備・充実や図書館施設の改善、ICT (Information and Communication Technology) 基盤設備の更新を行い、ICT 機器を積極的に利用したアクティブラーニングなど質の高い教育を実践する環境を整備する。

- ・⑥-4-1 ICT を活用したアクティブラーニング等の教育環境を整備するため、ICT 利用の多元的連携教育強化方策を取りまとめる。
- ・⑥-4-2 平成 24 年度補正予算「国際センター国際交流ラウンジ」及び平成 26 年度国立大学改革基盤強化促進費（施設整備費補助金）「チャレンジするアクティブラーニング空間の創出」によって整備された施設のさらなる活用を図るため、教員の協力を得てアクティブラーニングを想定した授業に図書館施設を利用するなかで、具体的な設備改善のニーズを把握する。

⑥-5 産業界のニーズに基づき、産業界との連携によるキャリア教育や課題解決型手法による授業を通じて、学生のキャリア形成支援を行う。

- ・⑥-5-1 学生のキャリア形成を支援するため、産業界のニーズ調査を準備・実施する。
- ・⑥-5-2 学生の主体的な学びの実現に向け、就業力を可視化する仕組みを準備すると共に、グローバル人材を養成するための科目を開講し、学生のキャリア形成支援を拡充する。

（４）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

⑦-1 グローバル新時代に対応した社会的人材育成の観点から、キャリア形成を軸とした高大接続を可能にする入試改革を行うとともに、高大接続を推進するための組織を整備し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを見直す。

- ・⑦-1-1 高大接続システム改革に基づく 3 ポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）の改訂とともに、高大接続テキスト（全学リテラシー教材）の開発に着手する。
- ・⑦-1-2 文部科学省が策定する「学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインを確認しながらアドミッション・ポリシーの見直しを行う。

⑦-2 YNU グローバル教育コア（YNU-GEC）を先導役として、本学のグローバル展開に資するために、ウェブ出願、渡日前入試等海外の志願者がアプローチしやすい入試制度を拡充し、海外協働教育研究拠点を活用した海外の高校との高大接続、いわば、留大接続を推進する。

- ・⑦-2-1 3つのポリシーの見直し、多面的、総合的な評価を取り入れた AO、推薦入試等の導入部局の拡大を行うなど入学者選抜方法の見直しを進める。
- ・⑦-2-2 海外の志願者がアプローチしやすい入試制度を拡充するため、ベトナムや中国の海外協働教育研究拠点等を活用して日本語教育が充実している新興国の高校を対象に渡日前入試を実施し、優秀な志願者を確保するとともに、積極的に入試広報を実施する。

⑦-3 レイトスペシャライゼーション型の教育プログラム（late specialization：入学時に学科等の所属を決めず、入学後の総合的な学修や基礎科目の履修を通じて専攻を決める教育課程編成方法）を実施するため、入学者選抜における募集単位の大々くりに進める。

- ・⑦-3-1 平成 29 年度の経済学部組織改編、経営学部組織改編および共同教育プロ

グラム (GBEEP) 開始に向けて、入試、教育体制を準備する。特に、入試について、学科ごとの入試から 1 学科での入試に切り替わるにあたっての問題点を洗い出し改善を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

⑧-1 人文系・社会系・理工系及びそれらの分野横断型の各研究分野に対して、社会のニーズや分野の特性を踏まえた評価指標を新たに導入し、研究 IR を活用して戦略的に評価を行うことで研究意欲を高める。特に本学の研究における強みとしている特定分野においては、先端科学高等研究院に設置した研究ユニットを中心に海外との連携を積極的に行うことで、公表する英文論文のうち国際共著論文を 30%以上とするとともに、成果が作品など論文数で評価が困難な分野においても、国際的なプレゼンスを向上させる成果を創出する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑧-1-1 研究分野ごとの重点的に評価すべき指標を策定し、実績を確認する。
- ・⑧-1-2 海外からの招聘研究者とリスク共生学に関する共同研究を実施し、その招聘研究者と少なくとも 1 編以上の論文を執筆する。
- ・⑧-1-3 国際共著論文率についての基準を明確にし、情報を収集する。
- ・⑧-1-4 国内外の研究者との共同研究の数及び活動状況についての調査を行い、共同研究・受託研究の活性化支援を行う。

⑧-2 グローバル新時代における諸課題を始めとする社会のニーズに応え、また、新たな学術領域形成を導くため、人文系・社会系・理工系のうち本学に特徴的な分野、及びこれらを横断する新分野を本学の特徴的研究として「YNU 研究拠点」に認定し社会に公表する。なお、「YNU 研究拠点」は、本学が特徴とする文理融合研究を行う研究拠点数を全体の 30%以上とする。

- ・⑧-2-1 YNU 研究拠点を充実させるための制度を、長期的研究分野の検討体制や学内競争的資金制度の創設など関連制度との組み合わせによるパッケージとして設計し、その導入を図る。そのうえで、制度の試行を開始し、文理融合研究を含む重点分野と研究多様性について戦略的に適切なバランスを検討しながら、YNU 研究拠点の構成に反映させていく。

⑧-3 学長のリーダーシップによる公募型の学内競争的資金制度によって、本学の戦略に沿った特定分野の実践的基盤研究に研究リソースを集中的に投入する。また、研究プロジェクト担当 URA (University Research Administrator) が RPO (Research Planning Officer) として選任された研究者と協働で新たな領域の研究グループを組織し、学内競争的資金を獲得させることで自律的な研究体制を支援する。これらの成果に基づき、国内・国際共同研究への発展、研究成果の発信と社会実装を目指すとともに、戦略的な外部資金獲得支援を行うことにより、第 2 期中期目標期間の平均より外部資金を 30%増加させる。

- ・⑧-3-1 学内競争的資金制度、長期的研究分野検討体制、YNU 研究拠点制度改革、RPO 制度改革を統合パッケージとして立案する。
- ・⑧-3-2 学長主導による学内競争的資金制度を新たに設け、URA の研究 IR に基づいて重点研究グループを選考し、大型外部資金獲得のための戦略的支援を行う。

⑧-4 科学研究費助成事業については、本学が多様な学術分野の発展に対して大きく貢献することを目的として、申請書レビューやアドバイザー制度などの全学的な支援体制の強化を通して、科学研究費助成事業により研究を行う研究者の割合を第2期中期目標期間の平均より10%増やす。

- ・⑧-4-1 科学研究費助成事業申請書書き方説明会や申請書レビュー等の取組みを引き続き実施し、申請数の増加及び採択率の向上を目指す。

⑧-5 本学の強みの一つとして掲げるリスク共生学の確立と充実のため、先端科学高等研究院に当該研究分野を集結し、世界の第一線で活躍する研究者を学内外から集めて、リスク共生学を基盤とした新たな学術分野の創出を目指して国際研究拠点形成する。また、先端科学高等研究院の成果を教育に活かすために都市科学部（仮称）を設置し、さらに環境情報学府・研究院、都市イノベーション学府・研究院を中心として、全ての大学院部局でリスク共生学の成果を創出する。同時に、リスク共生社会創造センターにおいて海外研究機関と連携して研究成果を社会に還元する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・⑧-5-1 本学の強みの一つとして掲げるリスク共生学の構成要素確立のため、先端科学高等研究院に集結した各ユニットが、世界の第一線で活躍する研究者を招聘し、新たな学術分野の創出を目指して基礎研究を行う。その成果を広報すべくメディアとの連携を開始する。また、リスク共生社会創造センターを中心にリスク共生社会の概念を明確に示し、その実現のために必要な制度・技術の概要を示す。
- ・⑧-5-2 先端科学高等研究院招聘研究者による特別講義等や、先端科学高等研究院に設置されたユニットごとにシンポジウム等を大学院生向けに開催し、参加を促すことにより、教育研究に還元する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

⑨-1 先端科学高等研究院の研究基盤であるリスク共生学の確立に向け、人材の多様化・グローバル化を行うことによって研究の活性化を図ることを目的として、学外及び海外から世界の第一線で活躍する研究者を招聘し、研究ユニットに参画する教員の50%以上を招聘研究者とする。また、各ユニットに学外や海外の勤務経験者を専任教員として採用する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・⑨-1-1 研究ユニットに参画する研究者の中で海外からの招聘研究者の割合を35%とし、4研究ユニットに学外・海外勤務経験者を専任教員として配置する。なお、事務ユニットの円滑かつ効率的な機能発揮に必要な管理スタッフを配置し、事業環境の整備・合理化を行う。

⑨-2 実践的学術の国際拠点形成のため、研究推進機構運営会議の開催を通じて、人文系・社会系・理工系の分野が一つのキャンパスにある優位性を活かした研究科・各研究院との連携を強化するとともに、研究IRによる評価を全学で共有する体制を整備する。

- ・⑨-2-1 研究推進機構運営会議を通じて、研究戦略の情報を全部局で共有する。また、研究IR情報を各教員が把握できるよう、情報伝達経路の多元化を実施する。
- ・⑨-2-2 既存のRPO制度の運用を見直し、主な研究分野からRPOを選出する。その上で、全学的な研究戦略の推進を全学的観点から検討し、支援する体制を整える。

⑨-3 専門分野に応じて、著書数、専門誌の論文掲載数、高インパクトファクタ等国

際的な評価の高い学術誌への論文掲載数、招待講演数、社会的評価等の多様な評価システムを導入し、URA 等による研究力の分析を行う体制を整備する。

- ・⑨-3-1 専門分野に応じた多様な評価方法について、URA 及び RPO により情報を整理し、社会的評価等の従来手法では計量が難しい指標について開発を行う。

⑨-4 研究力に関する分析結果を公表することにより教員の研究活動の現状把握を進めると同時に、評価に基づく研究組織の見直しを不断に実施する。さらに、URA を増員して外部資金獲得等の研究支援、及び研究分析に基づく新たな研究企画を行うための体制を強化することにより、本学の強みを活かした研究分野を創出するとともに、基盤研究に関するさらなる研究成果の増加と新規研究分野の開拓を行う。

- ・⑨-4-1 本学の研究力の状況について外部の学術文献データベース等から得られる情報を整理し公表する。
- ・⑨-4-2 長期的研究分野の選定、YNU 研究拠点の整理または組換えを行う。
- ・⑨-4-3 研究 IR 及び研究企画を担当する URA を配置して、本学の研究力評価を行う。

⑩-1 研究力評価を担当する URA 等により各分野の研究情報を的確に把握して学内外に提供し、また関連する教職員が戦略的な研究支援に参画する等、本学の研究力の向上と分野の枠を越えて学内外での共同研究を推進する体制を整備する。

- ・⑩-1-1 研究 IR を担当する URA により、教育研究活動データベース、外部の学術文献データベース等を用いて研究状況を把握する。
- ・⑩-1-2 本学の研究をわかりやすく外部に発信するためのコンテンツを作成する。
- ・⑩-1-3 URA 及び RPO による YNU 研究拠点の新制度設計及び選定を行う。

⑩-2 若手研究者を主幹的研究者へ成長させるために、分野の枠を越えて多様な経験のある研究者との協働体を形成することにより、新規研究テーマの考案手法から研究実施、研究成果の創出、さらには社会への還元までを含めて若手研究者を指導する体制を整備する。

- ・⑩-2-1 YNU 研究拠点の強化制度構築に際して、若手研究者の参加及び育成体制の構築を採択要件に含めるよう設計する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

⑪-1 研究推進機構の産学官連携推進部門及び地域実践教育研究センターにおいて、地域や社会のニーズを十分に把握し、企業との連携、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市等の主要な自治体との連携、さらには地域で積極的に活動している NPO 法人等との連携体制を確立する。具体的には、企業や自治体等への指導助言活動や連携に教員が積極的に参加する等の交流機会を増加させ、これらを通じて、学生のインターンシップ、社会人の再教育、社会人の博士課程後期受入による人材育成支援、企業や行政の職員や技術者と本学教員との相互交流、地域をフィールドとした演習活動とその成果の地域への還元を行う。

- ・⑪-1-1 神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市等の主要な自治体との連携・情報交流を定期的に行うとともに、それ以外の自治体や横浜市内の各区等とも積極的な連携体制を確立し各自治体等の抱える課題等の把握、解決に努める。また、「神奈川 R & D

推進協議会」や「かながわ産学公連携推進協議会 (Collaboration between Universities, Public Organizations and Private Enterprises in Kanagawa : CUP-K)」等の連携・支援組織を活用し、大・中小企業の抱えるニーズ等を把握し、共同でその解決に努めるなどし、地域貢献及び共同研究の推進をする。

- ・⑩-1-2 工学府においては、社会人学生、修了生、派遣元企業へのアンケート調査を実施し、社会人教育に対する期待、ニーズを抽出し、社会人学生数を高いレベルで推移させるための改善課題を明らかにし、平成 30 年度の組織改編と密接に連携させながら検討を進める。
- ・⑩-1-3 環境情報学府においては、平成 30 年度の組織改編を目指して、社会人受入れを想定したカリキュラム編成や制度を策定する。
- ・⑩-1-4 都市イノベーション学府においては、博士課程後期への社会人受入れ数の目標を 3 名とするとともに、博士課程後期への社会人受入れの効果の評価指標を開発する。

⑩-2 地域を主体としたコンソーシアムで得られた成果を、国内の連携大学を通して他地域に発信・展開し、さらに新興国を中心とした海外の協定大学との連携により、本学の研究成果を、課題を抱えている地域に展開することにより、本学の目指すグローバルとローカルが関連する実践的課題の解決を具現化する。

- ・⑩-2-1 地元自治体・地域企業・住民主体のコンソーシアム活動に参加し、自治体・企業・地域住民のニーズの把握、情報共有に努め、協働事業の立ち上げに向けた当該事業の活動方針、内容についての構想設計を完了、中核となるメンバー（企業、自治体、公設試等）のリストアップやメンバー間での協議を行い合意を形成する。
- ・⑩-2-2 地域実践教育研究センターを中心に研究成果の発表会を開催し、地域からの受託研究を行う。

⑩-3 今後の産業構造の変化等に対応し、生涯にわたる学修機会拡大のニーズに応えるため、公開講座等を通じた最新の知見の提供、サイエンスカフェを通じた大学と社会との対話の場の提供等のアウトリーチ活動と社会貢献を行う。また、受講者アンケート等を実施して評価・改善を行い、地域社会のニーズを捉えたプログラムを充実させ、公開講座及びサイエンスカフェについて平均受講者数を第 2 期中期目標期間の平均より 10% 増加させることで、学修機会の提供拡大を実現する。

- ・⑩-3-1 公開講座について、受講者のアンケート結果を踏まえその時代のニーズに沿った内容とするなど講座内容を充実させる。
- ・⑩-3-2 サイエンスカフェ参加者や地域社会のニーズに対応した話題を提供する方法を策定し、次年度の開催にて実施する。また、参加者満足度の指標を検討・策定し、アンケートの質問事項に反映させる。

⑩-4 地域教育界に多くの管理職を輩出してきた実績を踏まえつつ、引き続き地域の教員養成の中核としての役割を果たすため、教育学部（仮称）においては、教職に対するモチベーションの維持・向上、及び高い資質能力の育成を通じて、県内小学校教員養成の占有率を 10% に高めることを目指す。具体的には高大接続の新たな取組み（ダブルインターンシップなど）や、本学と横浜市教育委員会等が連携し開発した教員養成段階で培う質と水準に関する枠組みである「横浜スタンダード」及び「教育実習ハンドブック」に基づく教育実習、グローバルとローカルに焦点を当てた教育イノベーション科目（外国につながる子どもの学習支援、小学校英語、インクルーシブ教

育、ICT教育など)の設置、アクティブラーニングの推進、スクールデーの新設などを通して新たな教育課題に取り組む。また、学校現場の課題に通じた大学教員の割合を高める必要があることから、教員採用の際に学校現場で指導経験を有する者を募るとともに、教育学部(仮称)教員がFD活動等を通して附属学校等における現場指導経験を積むことにより、現場指導経験を有する大学教員の割合を第3期中期目標期間末に30%確保することを目指す。

教育学研究科では、世代交代の著しい地域教育界のニーズを踏まえ、教員養成機能は主に教職メンタリングを中核に据えた教職大学院に移行し、修了者の教員就職率は第3期中期目標期間末に80%を目指す。一方、既設の教育学研究科(教育実践専攻)は、研究科設置以降、多数の研究者を輩出してきた成果を踏まえ、教育デザイン研究や教育インターンなどによる理論と実践の往還からなるカリキュラムを通じて、高度専門職(研究者など)、学校を支える高度教育関連職(カウンセラーなど)や、県内教育界の課題である中等学校の授業改善に資する教育学をベースとした教科の専門性に優れた中等学校教員などの養成を行う。なお、教職大学院と既設研究科の規模の見直しを行うまでの期間の修了者の教員就職率は70%を目指す。

- ・⑩-4-1 神奈川県内教員における本学卒業生の占有率や、教育学研究科の修了生等の意識調査を行い、実態把握を行う。
- ・⑩-4-2 教職への意欲を高めるために、学部カリキュラムや教育実習等の在り方を検討する。
- ・⑩-4-3 学校現場での教員経験のない大学教員のための研修プログラムを開発する。
- ・⑩-4-4 教育学研究科においては、平成29年度の高度教職実践専攻(仮称)(教職大学院)の開設に向けた入学者選抜試験を実施するとともに、既設の教育実践専攻(修士課程)について、今後の在り方について検討を行う。
- ・⑩-4-5 YNU教育コンソーシアム(仮称)の企画立案を行い、地域の大学や教育委員会等への働きかけを行う。またその成果を教育実践フォーラムや「教育デザイン研究」等を通して報告する。

⑩-5 地域の広域避難場所の指定を受けている防災拠点として、地元保土ヶ谷区との防災協力協定等に基づいた地域連携活動を行う。具体的には、公開講座による防災教育の実施、減災や事前復興に関する研究成果の社会への普及啓発、災害時における非常通信の支援などを通じて、安心安全な地域社会の実現に貢献する。

- ・⑩-5-1 地域住民も参加できる防災・防火訓練実施に向けて準備を進める。
- ・⑩-5-2 希望する自治体、地域での防災等公開講座への講師派遣に積極的に取り組むと共に、これまで蓄積してきている「災害・復興に関する研究」成果をウェブサイト・書籍等で発信することにより、社会へ還元する。
- ・⑩-5-3 災害による停電発生時でも情報基盤センター内ではインターネットへの接続を可能とするため、自家発電装置からYNU-WiFiのアクセスポイントへ電源を供給できる仕組みを構築する。また、PCや携帯電話等の充電を可能とするためのコンセントを情報基盤センター内に整備する。災害時にはこれらの設備を地域に開放し非常時通信の支援を行う。

⑩-6 上記の取り組みを始め、本学の教育研究活動の成果や資源を県内外の大学、企業や自治体等との連携活動に還元し、その取組成果を国内外に発信する活動をYNUローカル実践コア(YOKOHAMA National University-Local Practice Core: YNU-LPC)と位置付けて展開し、地域発展の中心的役割を果たす。

- ・⑩-6-1 地元（神奈川県内及び大学周辺）自治体及び企業等との連携活動を活発化させ、協力体制を強化する。
- ・⑩-6-2 本学を主体とした神奈川県内外大学等とのコンソーシアム形成に取り組む。特に「みなとまちネットワーク」を確立し、協働事業・研究を推進する。
- ・⑩-6-3 地域実践教育研究センターを中心として、教職員・学生のローカル実践活動への意識改革に努め、ローカル実践教育（副専攻プログラム等）を充実する。
- ・⑩-6-4 公開講座について、受講者のアンケート結果を踏まえその時代のニーズに沿った内容とするなど講座内容を充実させる。
- ・⑩-6-5 YNU 教育コンソーシアム（仮称 中教審のいう教員養成協議会）の企画立案を行い、地域の大学や教育委員会等への働きかけを行う。またその成果を教育実践フォーラムや「教育デザイン研究」等を通して報告する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

⑫-1 教育研究の活動状況の多言語による情報発信、渡日前入試を始めとする柔軟な入試制度の導入、YGEP（仮称）等の新たな教育プログラムの展開、チューターやボランティア学生を活用した学修支援、校友会や海外同窓会と連携した日本及び母国での就職活動指導などのキャリア支援、共同学位制度等の体制整備や海外協働教育研究拠点を活用した留学生や外国人研究者を受け入れる体制強化を行う。また、交換留学やショートビジットの拡大、2学期6ターム制（仮称）を活用したサマースクールの設置など、短期留学生の受入体制も強化する。これらの施策により平成33年度末までに、学部における留学生受入数を平成26年度末時点の2.5倍に高める。同じく大学院における留学生受入数は、収容定員に対して、博士課程前期で35%、博士課程後期で50%に高める。さらに留学生受入総数としては、平成33年度末には平成26年度末時点の2倍に高める。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・⑫-1-1 留学生に特化した就職支援行事を充実させるため校友会・国内同窓会と連携した就職支援企画や国内同窓会による就職相談を充実させる。
- ・⑫-1-2 私費留学生の渡日前入試及び来日入試の実施体制を整備するとともに志願者確保に向けた広報活動を行う。また、サマースクールの設置など短期留学生の受入れを充実する。
- ・⑫-1-3 英語ウェブサイトについて、コンテンツの見直しを行い内容を充実させる。
- ・⑫-1-4 英会話研修に加えて、事務職員のグローバル意識向上のための研修（グローバルマインドセット研修等）を実施する。

⑫-2 キャンパス内での外国人や日本人の間のコミュニケーションを活性化させるため、日本人学生に対してはTOEFL、TOEIC、IELTS等の英語能力試験と連携した教育内容の取り入れなどによる英語教育の強化を行い、留学生に対しては日本人学生ボランティアを活用した日本語教育の充実を行う。
また、2学期6ターム制（仮称）の導入に連動させて、2ヶ月あるいは4ヶ月の海外短期留学や海外インターンシップ、海外協定大学での外国語学習集中キャンプの拡充を行い、2割以上の学部学生に在学中に海外経験をさせる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・⑫-2-1 国際レベルでのコミュニケーションや交渉の能力を強化するため、平成29年度以降の全学教育システム改革と連動して、TOEFL レベル別英語教育システムの

制度設計を取りまとめる。

- ・⑫-2-2 海外短期留学や海外インターンシップ、海外集中キャンプなど海外教育プログラムの多様化、単位認定可能なプログラムの充実などにより学生の海外留学を促進させる。

⑫-3 教育研究の国際展開を推進するため、海外協働教育研究拠点の活用を始め、協定大学との単位互換や研究者相互交流機会の増加により、現地での教育研究支援を行いながら、ローカルな課題からグローバルな課題まで共同教育研究を行う。

- ・⑫-3-1 既設の海外協働教育研究拠点の教育活動を進めるとともに、新たに5カ所目の海外協働教育研究拠点を設置する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

⑬-1 国立大学の教員養成学部附属学校としてのこれまでの実績を踏まえ、学部生の教育実習や研究科院生の教育インターンなどの各種実習科目を、学部・研究科と連携した学校研究の柱として明確に位置づけるとともに、教育実習等を通じて教員としての資質・能力の向上を系統的に評価して学部・研究科のカリキュラム改善に活かす制度を構築し、その成果を地域教育界や他大学等に研修や情報提供等により普及させていく。

- ・⑬-1-1 新たに策定した教員養成スタンダードや教育実習ハンドブック等を元に、教育実習・教育インターンと学部研究科等のカリキュラム開発に着手する。
- ・⑬-1-2 神奈川県内教育委員会との連携協議会、教育デザインフォーラム、教育デザイン研究等を通して情報を共有する。

⑬-2 学部と連携して附属学校が取り組んできた現代的な教育課題への先導的な取り組みの成果（附属横浜中学校における ICT 教育や中高連携、附属鎌倉小・中学校における小・中一貫教育、特別支援教育など）を踏まえながら、従来の成果発信型の取り組みから、より県内学校の実情に即した双方向の地域共創型の取り組みへと発展させるとともに、神奈川の先導的教育実践モデル構築に向けた制度設計を推し進めるなど、地域教育界の共創拠点としてそのイニシアティブを執っていく。

- ・⑬-2-1 連携協議会等を通して、地域の教育界と教育課題を共有するシステムを継続する。
- ・⑬-2-2 附属学校のリソースをもとに展開する神奈川型の ICT 利活用教育や小中一貫教育、インクルーシブ教育等に関して、県下の教育委員会との連携・協働の在り方とモデル構築に向けた具体的な手続きについて調整を行う。

⑬-3 世代交代の著しい地域教育界の課題に応えるために新設する教職大学院の連携協力校となり、教育実習などを通して県内教員の育成・養成に取り組むとともに、神奈川県及び3政令指定都市教育委員会等との諮問会議（仮称）等の調整を経て、連携協力校としての取り組みの成果を教職大学院生のみならず、教職大学院に進学しない県内教員にも研修や情報提供等により普及させていく。

- ・⑬-3-1 平成 29 年度の教職大学院の設置に向け、学校実習や研修先としての連携協力校としての附属学校の役割を明確化する。
- ・⑬-3-2 神奈川県教育委員会や各政令指定都市教育委員会と公開研究会等の連携の在り方を従来の連携の在り方を踏まえ企画立案する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

⑭-1 学長のリーダーシップによるガバナンスを強化するため、全学の教育研究活動を把握して戦略的な大学運営、大学経営を行う体制を構築する。具体的には、各部局において教員が教育・研究・社会貢献・国際展開・大学運営等における活動状況をエフォート等により部局長に報告することにより、部局長が部局全体の活動状況を把握できる体制を全学的に整備する。さらに各部局長は部局の活動状況を大学執行部に報告し、大学執行部は大学全体の教育研究等の活動状況を把握した上で、学長のリーダーシップのもと、大学の教育・研究・社会貢献・国際展開・大学運営等の改善・充実方策を打ち出し実行する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑭-1-1 全学の教育研究活動等を把握するための新たな制度の構築に向け検討組織を立ち上げ、年度内に制度設計(案)と運用開始までのスケジュールを定める。
- ・⑭-1-2 学長のリーダーシップによるガバナンスの更なる強化に向け、現在の学長補佐体制の効果等を検証し、必要な改善を図る。

⑭-2 自律的な運営改善に資するため、経営協議会を始めとする学外者の意見を法人運営に適切に反映する。また、新たに設置する都市科学部(仮称)に多様な視点からの助言を学部の運営に活かしていくための仕組みとして学外の委員を中心に構成される運営諮問会議を設置するとともに、その他の学部・大学院においても都市科学部(仮称)の成果を踏まえつつ学外者の意見を運営に反映する仕組みを導入・強化する。さらに、監事が、財務や会計の状況に加え、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学の意思決定システムを始めとしたガバナンス体制等についても監査することができるよう、役員会、経営協議会その他重要な会議の出席、事務局からの資料提出、情報提供の充実など監事サポート体制を強化する。

- ・⑭-2-1 非常勤監事2名のうち、1名を常勤とし、これまでよりさらに執行部との連携を強化していく。
- ・⑭-2-2 経営協議会を始めとした学外委員に国立大学法人の課題と現状を事前に丁寧説明し、学外者の意見を聞く機会を増やし、学外者の意見を法人運営に反映させる。
- ・⑭-2-3 会計に係る監査のほか、ガバナンス体制等幅広く大学運営に係る監査が実施できるように、予算・決算を始めとする財務情報の提供を行う。また、平成28年度監査計画の作成及び監査結果に基づくフォローアップの支援を行うことにより監事機能の強化に資する。
- ・⑭-2-4 都市科学部(仮称)の設置準備として、規則制定や外部有識者の選出と委嘱等を行う。

⑭-3 運営費交付金に加え、助成事業を始めとする各種競争的外部資金の確保、寄附金を始めとした自己収入の増加、民間資金等を活用した施設整備手法の導入などによる経費の抑制を進めることにより、基盤的な教育研究関連経費を確保する。また、学

長のリーダーシップに基づく学内競争的経費を拡充し、本学の強みを活かすため重点的かつ戦略的に執行する。

- ・⑭-3-1 寄附金の増加を目指すため組織の設置と戦略を作成し、戦略に基づいたデータベースの作成に着手する。
- ・⑭-3-2 土地・建物貸出条件及び負担区分の再検討を行う。また、各種施設使用料の見直し及び使用許可範囲の緩和を実施する。
- ・⑭-3-3 民間資金活用による留学生・外国人研究者等宿舍整備の基本計画を策定する。
- ・⑭-3-4 基盤的な教育研究関連経費を確保するため、業務の見直しの一環として広報誌の統合により広報経費を前年度比 30%程度削減する。また、文房具用品の統一業者発注に向けた対象品目の選定を行うとともに、定期刊行物の購入部数の見直しなどにより管理的経費を抑制する。
- ・⑭-3-5 学内競争的経費に係る予算については、本学の強み・特色を更に推進するための事業に重点配分することができるよう総額 5 億 2 千万円以上の予算を確保し、また、平成 29 年度の全学一体の組織改編に向けた取組みに対して重点的に支援するための経費を優先的に確保する。

⑭-4 教員の流動性を高めるとともに、高度な専門性を有する人材、国内外の優秀な人材、将来性のある多様な人材を確保するため、常勤の教員を対象に業績評価に基づく年俸制を導入して平成 28 年度中に 56 人以上に適用し、その後も引き続き促進するとともに、混合給与制の活用を進める。また、テニユアトラックによる若手教員採用を進める部局に支援を行うなど年齢構成に配慮した雇用を促進し、教育研究組織を活性化する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑭-4-1 平成 28 年度末までに、常勤の教員を対象に業績評価に基づく年俸制を 56 人以上に適用する。

⑭-5 女性の活躍推進のため、女性役員を登用するとともに、管理職に占める女性の割合について 13%以上を達成する。さらに、男女共同参画推進センターを中心に育児や介護などにより研究時間が制約されている研究者を支援する「研究支援員制度」、育児や介護などにより研究を中断したが再開を希望する女性研究者に研究の機会と場所を提供し次のステップへ進めるように支援する「みはるかす研究員制度」等、これまで実施してきた支援活動を一層充実・継続するとともに、「横浜国立大学男女共同参画アクションプラン」に基づく種々の取り組みの展開により女性の積極的な採用を進め、第 3 期中期目標期間末における女性教員の在籍比率を 19%以上とする。

- ・⑭-5-1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、一般事業主行動計画を実施する。
- ・⑭-5-2 横浜国立大学男女共同参画アクションプランを実施する。

⑭-6 学長がリーダーシップを発揮して大学のミッションを的確に実行するため、全学の重要事項について、テーマ別に理事、副学長及び部局長等が構成員となる会議を設置し、意見聴取の場を設け、各部局等の状況を把握した上で意思決定を行う。この過程で学長は、全学的コンセンサスを高める風通しの良い組織運営に努め、ガバナンスを強化する。また、学長が大学の将来像を策定するにあたり、若手中堅教職員との懇談の場を設定し、平成 31 年度を目途に、横浜国立大学 21 世紀中長期ビジョン (YNU21) を策定し、中長期的な戦略と将来ビジョンを示す。

- ・⑭-6-1 本学の重要事項について、テーマ別に設置した会議において各部署等の意見を聴取し、状況を把握した上で全学的コンセンサスを得ることにより、学長を中心としたガバナンス体制を強化する。
- ・⑭-6-2 横浜国立大学 21 世紀中長期ビジョン (YNU21) の策定にむけ、本学のあり方・方向性等を検討し中間報告をまとめる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

⑮-1 平成 29 年度に学部を中心とした教育組織の改編を行う。教員養成に関しては教育人間科学部人間文化課程を廃止し、学校教育課程のみの教育学部（仮称）に組織改編するとともに、教育学研究科に教職大学院を設置し教員養成機能を強化する。なお、教育学部（仮称）の入学定員については、社会情勢を踏まえ平成 32 年度に第 4 期中期目標期間に向けた検証・見直しを行う。社会系では経済学部 2 学科体制、経営学部 4 学科体制を、それぞれ 1 学科体制にして、グローバル新時代に対応し総合的な力を持った人材を育成する教育組織にするとともに、経営学部・夜間主コースは、ビジネススクールの要素を含む新たな社会人教育プログラムを創設する。

新たに都市科学部（仮称）を設置し、本学の強みであるリスク共生学と文理融合の蓄積を活かした教育を行う。同時に理工学部においては 4 学科体制から 3 学科体制へ組織改編し、新しい分野の教育が可能になる体制を整える。

- ・⑮-1-1 教育人間科学部、経済学部、経営学部、理工学部それぞれの組織改編、ならびに都市科学部および教職大学院の設置準備を進め、平成 29 年度の全学一体の教育組織改編に向けた体制作りを完了させる。

⑮-2 平成 30 年度に工学府及び環境情報学府の組織改編を行い、理工学部・都市科学部（仮称）で育成する人材の受け皿となる体制を構築するとともに、第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い理工系人材育成機能を強化する。

- ・⑮-2-1 付加価値の高い理工系人材育成機能を強化するため、工学府および環境情報学府の組織改編の検討をスタートし年度内に再編案を策定する。

⑮-3 上記の組織改編による教育効果を全学的に評価・検証し、新たな社会のニーズや時代の変化に対応する教育課程及び組織のあり方について不断の見直しと整備を行う。

- ・⑮-3-1 教育人間科学部においては、在学生、卒業生等へのアンケート調査を継続し、学生の教職に対する意識の変化を追いつつ、カリキュラム等の在り方を検討する。
- ・⑮-3-2 経済学部においては、平成 29 年度からの新カリキュラム、GBEEP の教育効果を評価するための学生に対する調査法を設計し、準備する。
- ・⑮-3-3 経営学部においては、平成 27 年度に実施した社会ニーズ調査と同様の調査（卒業生・修了生に対するアンケートおよびヒアリング）を実施し、経営学部に求められる教育、経営学部卒業生に求められる人材像を把握する。
- ・⑮-3-4 理工学部においては、学生満足度調査の解析と平成 29 年度の組織改編のための企業アンケートを実施する。
- ・⑮-3-5 教育学研究科においては、平成 29 年度に設置する教職大学院を受験する現職教員学生、学部新卒学生等を確保するとともに、既設の修士課程修了生の意識調

査等を行う。

- ・ ⑮-3-6 国際社会科学府の日本語プログラムの教育効果の評価を行うための調査を設計する。また、経済学専攻では既に行っている英語プログラムの教育効果の調査と同様の調査を、経営学専攻・国際経済法学専攻でも実施する。
- ・ ⑮-3-7 工学府の戦略目標の具体化に必要な施策を定めるとともに、平成 30 年度の組織改編に向けた準備を進める。
- ・ ⑮-3-8 環境情報学府では、現行学府の状況を評価した上で、学府の理念、カリキュラムの見直しを行い、平成 30 年度の組織改編案を策定する。
- ・ ⑮-3-9 都市イノベーション学府においては、有効な教育プログラムを実施するために、代議員会を基盤にした組織検討委員会を立ち上げ、教育組織・体制の見直しを行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

⑯-1 学長のリーダーシップの強化等による運営体制の改善と、都市科学部（仮称）の設置を始めとする全学一体による教育研究組織の改編や留学生の教務・入試関連事務組織の全学的整備等、グローバル化等に対応した事務組織の再編を行う。その際、事務局と部局の事務の役割分担を明確にし、業務内容に応じた集約化を進めるとともに適正な人事配置を行う。

また、職員の能力向上や、事務の効率化・合理化に資するため、職員の意識改革・スキルアップおよび業務改善等を目的とした研修等を計画的に実施する。

- ・ ⑯-1-1 平成 27 年度に設置した「YNU 事務の在り方を考える会」で出された意見を踏まえ、業務の見直しを行う。
- ・ ⑯-1-2 若手職員を中心に、業務マニュアル化研修を実施して、業務の見える化を促進し、業務の効率化を図る。
- ・ ⑯-1-3 都市科学部（仮称）の事務体制（組織）構築に向け、設置準備事務室において必要な調整・調達等を進める。
- ・ ⑯-1-4 「YNU 事務の在り方を考える会」の検討結果を踏まえ、業務量等を踏まえた適切な事務組織体制に向けた検証を行う。

⑯-2 教育用基盤システム及び各事務用システムのクラウド化を行う。また各システムが有しているデータベースを全学的統合データベースへと集約化することによって、情報システムの整備と維持管理に必要な設備投資を抑制するとともに、拡張性と相互運用性に優れた情報システム及びデータベースの構築を図り、情報の可用性向上、業務プロセスの簡素化、効率化、合理化を推進する。

- ・ ⑯-2-1 学術情報リポジトリを大学間共用クラウドシステム（JAIRO Cloud）に移行し、他大学と連携して管理運営する。
- ・ ⑯-2-2 学術情報リポジトリにおいて、世界的な拡張性と相互運用性を確保し本学の研究成果の視認性を向上するため、国際標準とされる ID 体系の導入についての検討を開始する。
- ・ ⑯-2-3 YNU メールおよびメーリングリストサービスをパブリッククラウドサービスへ移行する。
- ・ ⑯-2-4 情報基盤センターにおいて、IT サービスマネジメントシステム（IT Service Management System：ITSMS）の認証を取得し、IT サービスの質の向上を図る。

また、グループウェア（サイボウズガルーン）のログイン認証を、YNU アカウントによる認証とする。

- ・⑩-2-5 全学のシステムごとに構築されているデータベースを統合し、クラウド上に全学的統合データベースを構築するための準備を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

⑩-1 助成事業を始めとする各種競争的外部資金の獲得を促進するため、IR 機能を活用して、各種競争的外部資金事業の情報収集・分析及び本学の申請状況・分野等の分析を行い、それらを有機的に連結させることにより、今後も資金獲得が期待できる本学の強い分野及び申請数を増加させることによって資金獲得の増加が期待できる分野を洗い出し、重点的に申請を促す。加えて、申請を資金獲得に結び付けるため、URA 等による国策等の背景も踏まえた各種競争的外部資金事業に関する分析結果の提供やその分析に基づく助言、申請書の書き方講座の実施等、戦略的に申請、資金獲得するための支援体制を整備する。

- ・⑩-1-1 各種競争的外部資金や国策に関する情報収集、学内状況の整理を行う。
- ・⑩-1-2 各種競争的外部資金について整理された情報を元に、情報提供や、申請書の書き方講座等の実施など、申請促進に向けた取組みを行う。

⑩-2 教育研究関連経費の確保のため、同窓会や校友会と密接に連携し、卒業生を始め広く本学の教育研究等の成果を周知し、寄附金等の受入を促進する。

- ・⑩-2-1 寄附金の増加を目指すための組織の設置及び戦略を作成し、戦略に基づいたデータベースの作成に着手する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

⑪-1 教員・職員それぞれについて、業務の点検整理、業務プロセスの改善を通じ業務の効率化・合理化を進めることにより、人件費の計画的な見直しを進める。

- ・⑪-1-1 平成 27 年度に設置した「YNU 事務の在り方を考える会」で出された意見を踏まえ、業務の見直しを行い、業務の効率化・合理化を進める。
- ・⑪-1-2 第 3 期中期目標・中期計画期間における財政改革方針を踏まえ、人件費の計画的な見直しに着手する。

⑪-2 業務の内容・プロセスを分析することを通じて民間に委託する業務の範囲を拡大するとともに、防災用品等を対象に実施している他の国立大学との共同購入の対象物品の拡大など業務改善を進め、経費の抑制を行う。また、年間役務契約の一元化・複数年化を推進するとともに、光熱水使用量の現状分析に基づく省エネルギー対策を進めることにより、管理的経費を抑制する。さらに、留学生・外国人研究者等の宿舍整備及び運営を行うにあたっては、民間資金等を活用した整備手法を導入し経費を抑制する。

- ・⑱-2-1 エネルギー使用状況を調査し運用改善計画案を策定する。
- ・⑱-2-2 民間資金活用による、留学生・外国人研究者等宿舎整備の基本計画を策定する。
- ・⑱-2-3 年間役務契約の一元化の推進および複数年契約の契約年数の見直し案を策定する。
- ・⑱-2-4 業務の見直しの一環として広報誌の統合により広報経費を前年度比 30%程度削減する。また、文房具用品の統一業者発注に向けた対象品目の選定を行うとともに、定期刊行物の購入部数の見直しなどにより管理的経費を抑制する。
- ・⑱-2-5 光熱水費や通信費などの契約方法を見直すことにより経費を抑制する。また、他大学との共同調達を引き続き実施するとともに、共同調達の品目を拡大するための品目追加計画を策定する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ⑲-1 定期的に資産を点検・評価し、有効に活用されていないものや更に有効な活用方法が考えられるものを洗い出し、教育、研究、社会貢献に資する効率的・効果的な運用管理を行う。具体的には、施設利用の点検調査に基づく学内スペースの再配分、不要品に関する情報を全学的に共有化するシステムの活用による物品の再利用の促進や休日等におけるスポーツ施設の学外への貸出し等を推進する。また、遊休資産と認められるものについては、処分を含めた見直しを進める。さらに、保有資金については、資金運用計画を策定し、金利の状況等社会情勢を踏まえ、機会損失を生じないよう留意しつつ運用する。
- ・⑲-1-1 全学的スペースの有効活用に関する基本方針の策定及び、スペースの一元管理を実現するための各種規則、運用ルールを策定する。
 - ・⑲-1-2 全学的スペースの有効活用のための施設利用実態調査を実施し公表する。
 - ・⑲-1-3 大学の行事・授業等に支障のない範囲で、教育文化ホール・講義室の貸出機会を拡大する。
 - ・⑲-1-4 使用する見込みがなくなった物品に関する情報を全学的に共有化するシステムに掲載し、物品の有効活用を進める。
 - ・⑲-1-5 資金運用計画を策定し、金利の状況を踏まえ安全かつ運用益を確保できるように債券種別の拡大などにより資金運用を実施する。
 - ・⑲-1-6 YNU スポーツアカデミーと連携し、体育施設の一部について、授業や課外活動に支障の無い範囲で一般開放する。また、更なる利用の促進についても検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ⑳-1 大学研究情報分析を担当する URA を増員して研究力分析の強化を図り、分野ごとに研究評価手法の多様化を行い、社会のニーズや教育研究動向を反映させた自己点検・評価を統括的に実施する。また、公的・商用データベースとの連携、活用などと併せ、教育研究活動の把握、分析を効率化する。さらに、教育、研究、社会貢献、国際展開、業務運営の定期的な自己点検・評価を全学で実施し、次年度計画の策定や

部局配分経費などのインセンティブに反映するほか、分析結果、反映・対応状況を集約して大学改革、機動的な大学運営・大学経営に活用する。

- ・⑳-1-1 各部局と連携を図り、教員の研究活動の情報を全学的に集約する体制を整える。集中管理した情報を URA が機動的かつ効率的に研究 IR に活用することで、本学の研究力評価の体制を強化する。
- ・⑳-1-2 分野別に抽出した評価指標により分野ごとの研究力を分析し、各部局との連携を行いながら全学としての研究力評価を行う体制を構築する。
- ・⑳-1-3 外部学術情報文献データベースや researchmap の活用による、本学の教育研究活動を効率的に把握する体制を構築する。
- ・⑳-1-4 中期計画を確実に実行するため進捗管理体制を構築する。
- ・⑳-1-5 全学的な自己点検・評価を行い、評価結果を踏まえた次年度計画を作成する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

㉑-1 社会のニーズを考慮した大学活動状況の発信のため、各種広報刊行物やウェブサイトについて、より戦略的な読者層の設定とコンテンツの見直しや、多言語化などにより情報発信力を強化する。

また、自己点検・評価結果の部局毎のウェブサイトへの掲載や、学術情報リポジトリをより本格的に機能させることで教育研究成果を広く社会に公開するほか、様々な情報発信媒体を活用しタイムリーな情報発信を行う。

- ・㉑-1-1 研究成果公開に関するポリシーの策定に向けた検討を開始する。
- ・㉑-1-2 ウェブサイト・広報誌の見直しを行い、本学の教育・研究成果を社会に発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

㉒-1 魅力ある優れたキャンパスを実現するため、キャンパスマスタープランに基づく戦略的施設マネジメントに取り組む。具体的には、既存施設を長期的かつ有効に活用するため、計画的な修繕を行う資金を確保し年次計画による老朽施設の継続的な改善を実施するとともに、スペースの有効活用の観点から施設利用の点検調査を実施し、学内スペースの再配分を行う。また、全学的なエネルギー使用状況を継続的に把握し、省エネルギー機器の導入などの投資を行い、環境負荷の少ないキャンパスを構築する。

- ・㉒-1-1 キャンパスマスタープラン 2016 に基づき施設整備計画を作成し、計画的修繕により老朽施設の改善整備、構内環境整備を行う。
- ・㉒-1-2 エネルギー消費抑制に向けた運用改善計画案を策定する。

㉒-2 グローバルな教育研究環境の整備のため、民間資金等を活用した整備手法により、常盤台キャンパス内に留学生・外国人研究者等の宿泊施設を整備する。また、幅広い利用者が安全、快適に利用できるキャンパス構築のため、ユニバーサルデザイン

や防災機能強化の視点に基づきキャンパスを点検評価し、エレベーター、トイレ、スロープ等のバリアフリー化や防災時に活用できる屋外施設等の整備を行う。

- ・②-2-1 キャンパスマスタープラン 2016 に基づき、ユニバーサルデザイン及びキャンパスの防災計画を策定し、整備を実施する。
- ・②-2-2 民間資金活用による、留学生・外国人研究者等宿舎整備の基本計画を策定する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

③-1 安全パトロールの実施と報告等を通じ、教育研究遂行上の安全な環境を整備するとともに、定期的に点検、訓練を行い、事故・災害・感染症など危機発生時における対応の迅速化、部局横断的な連携の強化を推進する。また、旅行保険や留学サポートプログラムの加入義務付けや、社会情勢に応じて海外渡航時の安全確保に関する注意喚起を行うなど、留学・派遣等により海外に滞在する学生・教職員の安全確保のための措置を講ずる。

- ・③-1-1 安全衛生体制の充実を図るとともに、安全パトロールの実施と報告、毒物等点検と監査を確実に実施する。
- ・③-1-2 マニュアルの見直しや防災・防火訓練を行い、災害時の危機管理体制を強化する。
- ・③-1-3 危険予測箇所の調査をまとめ、中長期修繕計画に基づき危険箇所の改善整備を進める。
- ・③-1-4 災害時の屋外避難場所として、中央広場の防災機能改善整備を行う。
- ・③-1-5 感染症を含め予防措置等の最新情報の把握を常時行い、適宜学内へ注意喚起を行う。また、新興感染症の発生があった場合は、都度、対策を検討し実施する。
- ・③-1-6 海外に派遣する学生・職員の安全確保の推進のため、外務省の海外安全ホームページのチェックを促進するとともに、海外渡航届の活用を検討しシステムを整備する。
- ・③-1-7 学生に海外旅行安全管理・危機管理科目の履修を促進する。

③-2 放射性物質、毒物及び劇物の適切な管理のため、定期的に放射線及び化学物質の作業環境測定を行い、安全を確保する。また、毒物及び劇物については、「国立大学法人横浜国立大学における毒物及び劇物取扱規則」に従い、毎年各部局で保管・管理状況を点検し、報告させるとともに、内部監査において保管・管理状況の現地調査を行い、改善状況を確認する。

- ・③-2-1 作業環境測定及び毒物等点検と監査を確実に実施する。

④-1 全学的な情報の管理・蓄積・公開・伝送に伴うリスクを低減し、情報セキュリティの強化を推進するため、情報セキュリティマネジメントシステム（Information Security Management System：ISMS）を指針とした情報管理を行う。また、宇都宮大学との「情報戦略の協調に関する協定」に基づき、業務システムの災害時における業務継続計画（Business continuity planning：BCP）及び業務継続訓練などの業務継続マネジメント（Business continuity management：BCM）を確立するなど、情報管理体制を強化する。

- ・④-1-1 平成 28 年度入学生に対しては、情報セキュリティ教育資料を作成し全員

に配布し、誓約書の提出を求め、ゼミまたは研究室所属の在学生に対しては、ゼミまたは研究室担当の教員宛に情報セキュリティ教育資料を配布し、確認書の提出を求める。

- ・ ㉔-1-2 教養教育科目「情報セキュリティ入門」を開講し、80名以上受講させる。
- ・ ㉔-1-3 全学生および教職員向けに「情報セキュリティセミナー」を開催し、100名以上受講させる。
- ・ ㉔-1-4 全学情報セキュリティインシデント対応チーム（Computer Security Incident Response Team：CSIRT）を設置する。
- ・ ㉔-1-5 各部局における情報資産および情報セキュリティリスクの洗い出しおよび格付けを実施する。
- ・ ㉔-1-6 宇都宮大学と相互に構築した災害時バックアップシステム（IT-BCP 基幹システム）を災害時に稼働させるため、宇都宮大学と共同で業務継続訓練を実施する。
- ・ ㉔-1-7 宇都宮大学との「情報戦略の協調に関する協定」に基づく組織的能力向上のため、本学と宇都宮大学との間で職員の相互研修を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

㉔-1 大学の職務を適切に執行するため、倫理、情報管理、危機管理等に係る法令遵守の周知徹底や研修を定期的実施するとともに、法令改正や実例等を踏まえた規則及びマニュアル等の整備を不断に行う。

- ・ ㉔-1-1 コンプライアンス室（仮称）を設置し、コンプライアンスに関する学内ルールを一元化する。
- ・ ㉔-1-2 産学連携活動等により生じる利益相反に関する調査を実施するとともに、調査結果を基に翌年度の調査項目についての見直しを行う。
- ・ ㉔-1-3 海外渡航時や私費留学生受入時の事前確認等、安全保障輸出管理に関する教員の意識向上のため、周知徹底を推進する。
- ・ ㉔-1-4 個人情報の保護に関し、新規採用職員に向けた研修を引き続き実施する。
- ・ ㉔-1-5 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（総務省行政管理局長通知）の改正に伴い、保護管理者、保護管理担当者を対象とした研修を行う。
- ・ ㉔-1-6 情報システム運用委員会を定期的開催し、部局における情報システム運用体制を確立する。
- ・ ㉔-1-7 情報セキュリティ監査を実施する。
- ・ ㉔-1-8 情報セキュリティセミナーを開催する。
- ・ ㉔-1-9 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、教職員対応要領を作成し適切に対応する。

㉔-2 文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえて策定した全学的なルールを的確に運用することにより、教育研究の実施、あるいは業務遂行における不正行為を未然に防ぐ管理監督等の体制を、部局、職域をまたがる横断的な連携により強化する。また、研究における不正行為及び研究費の不正使用を防止するため、それぞれeラーニング研修等を義務付けるなど、研究倫理教育・コンプライアンス教育を強化する。

- ㊦-2-1 内部監査において科学研究費助成事業は採択件数の20%、科学研究費助成事業以外の文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」対象経費、他省庁の補助金及び競争的資金は全件を対象に監査する。さらに前年度の監査項目に加えて旅費及び施設部実施の一般競争契約を重点的に監査する。また、不正行為を未然に防ぐための管理監督体制として、統括管理責任者は各コンプライアンス推進責任者（部局長）に不正使用防止計画及び不正使用防止具体策の実施状況を定期的に報告させ、各部局の実施状況について把握する。
- ㊦-2-2 公的研究費等を適正に運営及び管理するため、平成27年3月から実施している教職員向けのコンプライアンス教育の教材について英語版のeラーニングシステムを開発し、コンプライアンス教育を充実させる。また、教員を対象とした研究費等使用ルール説明会を実施して理解を高める。
- ㊦-2-3 不正行為を未然に防ぐ管理監督体制を整備し、公正研究総括責任者の指示の下、研究倫理教育責任者の責任において研究倫理教育を実施する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 1,963,366千円
- 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 財産の譲渡に関する計画の予定はない。
- 2 担保に供する計画の予定はない。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、安全で安心な教育研究活動を推進するための基盤的整備・充実及び戦略的な大学改革に必要な業務運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
常盤台団地講義棟改修 常盤台団地ライフライン再生（通信設備） 他、小規模改修	総額 284	施設整備費補助金（239） （独）大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金（45）

--	--	--

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ・英会話研修に加えて、事務職員のグローバル意識向上のための研修（グローバルマインドセット研修等）を実施する。
- ・平成28年度末までに、常勤の教員を対象に業績評価に基づく年俸制を56人以上に適用する。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、一般事業主行動計画を実施する。
- ・横浜国立大学男女共同参画アクションプランを実施する。
- ・若手職員を中心に、業務マニュアル化研修を実施して、業務の見える化を促進し、業務の効率化を図る。

(参考1) 平成28年度の常勤職員数 972人

また、任期付き職員数の見込みを54人とする。

(参考2) 平成28年度の人件費総額見込み 10,424百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	7, 854
施設整備費補助金	239
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	147
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	45
自己収入	5, 683
授業料及入学金検定料収入	5, 588
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	95
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1, 779
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
計	15, 747
支出	
業務費	13, 537
教育研究経費	13, 537
診療経費	0
施設整備費	284
船舶建造費	0
補助金等	147
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1, 779
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	15, 747

※「施設整備費補助金」のうち、平成28年度当初予算額 64百万円、
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 175百万円

2. 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	16,247
經常費用	16,247
業務費	15,022
教育研究経費	3,057
診療経費	0
受託研究費等	1,212
役員人件費	103
教員人件費	7,969
職員人件費	2,681
一般管理費	453
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	772
臨時損失	0
収入の部	16,247
經常収益	16,247
運営費交付金	7,850
授業料収益	4,767
入学金収益	774
検定料収益	217
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,369
補助金等収益	122
寄附金収益	395
施設費収益	37
財務収益	6
雑益	95
資産見返運営費交付金等戻入	288
資産見返補助金等戻入	150
資産見返寄附金戻入	177
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	21,663
業務活動による支出	15,134
投資活動による支出	4,115
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	2,414
資金収入	21,663
業務活動による収入	15,463
運営費交付金による収入	7,854
授業料及入学金検定料による収入	5,588
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,369
補助金等収入	147
寄附金収入	410
その他の収入	95
投資活動による収入	3,781
施設費による収入	284
その他の収入	3,497
財務活動による収入	6
前年度よりの繰越金	2,413

(別表) 学部・学科、研究科の専攻等

教育人間科学部	学校教育課程	920人 (うち教員養成に係る分野	920人)
	人間文化課程	600人	
経済学部	経済システム学科	474人	
	国際経済学科	476人	
経営学部	経営学科		
	昼間主コース	300人	
	夜間主コース	128人	
	会計・情報学科		
	昼間主コース	280人	
	経営システム科学科		
	昼間主コース	260人	
	国際経営学科		
	昼間主コース	260人	
理工学部	機械工学・材料系学科	560人	
	化学・生命系学科	700人	
	建築都市・環境系学科	640人	
	数物・電子情報系学科	1080人	
教育学研究科	教育実践専攻	200人 (うち修士課程	200人)
国際社会科学府	経済学専攻	106人	
	〔うち博士課程 (前期)	76人〕	
	博士課程 (後期)	30人〕	
	経営学専攻	136人	
	〔うち博士課程 (前期)	100人〕	
	博士課程 (後期)	36人〕	
	国際経済法学専攻	74人	
	〔うち博士課程 (前期)	50人〕	
	博士課程 (後期)	24人〕	
	法曹実務専攻	90人	
	(うち専門職学位課程	90人)	

工学府	機能発現工学専攻	234人	〔うち博士課程（前期） 198人〕 博士課程（後期） 36人〕
	システム統合工学専攻	241人	〔うち博士課程（前期） 202人〕 博士課程（後期） 39人〕
	物理情報工学専攻	292人	〔うち博士課程（前期） 244人〕 博士課程（後期） 48人〕
環境情報学府	環境生命学専攻	116人	〔うち博士課程（前期） 80人〕 博士課程（後期） 36人〕
	環境システム学専攻	110人	〔うち博士課程（前期） 80人〕 博士課程（後期） 30人〕
	情報メディア環境学専攻	126人	〔うち博士課程（前期） 90人〕 博士課程（後期） 36人〕
	環境イノベーションマネジメント専攻	37人	〔うち博士課程（前期） 22人〕 博士課程（後期） 15人〕
	環境リスクマネジメント専攻	101人	〔うち博士課程（前期） 74人〕 博士課程（後期） 27人〕
都市イノベーション学府	建築都市文化専攻	136人	（うち博士課程（前期） 136人）
	都市地域社会専攻	74人	（うち博士課程（前期） 74人）
	都市イノベーション専攻	36人	（うち博士課程（後期） 36人）

附属鎌倉小学校	6 4 5 人	学級数	1 8
附属横浜小学校	6 9 5 人	学級数	1 8
附属鎌倉中学校	5 2 5 人	学級数	1 2
附属横浜中学校	4 0 5 人	学級数	9
附属特別支援学校小学部	1 8 人	学級数	3
附属特別支援学校中学部	1 8 人	学級数	3
附属特別支援学校高等部	2 4 人	学級数	3